

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外33名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (3)



平成25年3月21日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 敦 軌



外13名

100



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。

記

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地盤、地震、津波等）に関するもの）

乙B第32号証 浜岡原子力発電所の津波対策について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成25年3月15日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 被告は、かさ上げ後の防波壁について、改めて、防波壁の天端高さ T. P. + 2.2 m に達する津波に対して弾性設計を行うとともに、これを上回る T. P. + 2.5 m に達する津波に対しても終局耐力設計を行っていることを証する。

以上

1950年11月1日

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）